

教育再生実行会議 第3分科会
第2回議事録

教育再生実行会議担当室

第2回教育再生実行会議第3分科会 議事次第

日 時：平成26年11月10日（月）10:00～11:32

場 所：中央合同庁舎第7号館3F2特別会議室

1. 開 会
2. 委員意見発表
3. 自由討議
4. 閉 会

○鎌田座長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより「教育再生実行会議第3分科会」の第2回会議を開催いたします。

御多忙の中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、教育再生担当の赤池文部科学大臣政務官、オブザーバーの富田議員にも御出席いただいております。

なお、下村大臣、丹羽副大臣は公務のため、御欠席でございます。

まず、分科会の開催に当たり、赤池大臣政務官より御挨拶をいただきたいと存じます。大臣政務官、よろしくお祈いします。

○赤池政務官 おはようございます。

「教育再生実行会議第3分科会」の第2回目の会合ということで、一言御挨拶を申し上げます。

本日からユネスコのESD世界会議、日本が10年前に提唱いたしました、持続可能な開発のための教育という形で、実は先週、岡山でも高校生やユースの方々の会議がございまして、今日からは本会議ということで、世界100カ国の教育大臣・副大臣、また、様々なNGO初め約1,000名の方が名古屋に結集をしております、ユネスコと日本政府が主催者ということで、先ほど、鎌田先生のほうからありましたとおり、下村大臣がそのホスト役という形で本日欠席です。委員の先生方にはくれぐれもよろしくと申し伝えられておりますので、よろしくお祈いいたします。

今回は、委員の方々からの意見発表をもとに議論を深めていただきたいと考えております。

前回の会議におきましては、文部科学省より資料を使いまして、それぞれ教育行財政についての、幼児教育から大学、専修学校等の教育費等について、諸外国との比較や財政措置、費用負担の現状などのヒアリングを行いまして、御議論をいただいたところでございます。

本日は、小林委員、松田委員に意見発表をお願いしております。両委員には、教育財源に関する文部科学省内の勉強会にも御協力をいただいておりますので、専門的な立場から、貴重な御意見をいただきたいと考えております。本日も有意義な御意見を伺えると思ひます。

前回、下村大臣からも申し上げましたとおり、今後の提言をおまとめいただくに当たりまして、本日お配りしている資料3を一つのたたき台にいただきたいと考えている次第でございます。

これは、本年5月の教育再生実行会議の場で大臣から説明したのですが、改めて、少しご覧をいただければと考えております。

まず、1ページ目なのですがけれども、我が国の置かれた現状。それから、2ページ目が教育投資・教育費をめぐる状況をそれぞれ説明しております。

3～4ページ目をお開きいただきたいと思うのですが、教育投資が①少子化の克服、②

格差の改善、③経済成長・雇用の確保や将来の公的支出の抑制といった課題を解決して「一人一人の豊かな人生」と「成長し続け、安心できる社会」を実現できることを示しており、5～8ページ目は、その具体的な例を挙げさせていただいているところでございます。

その上で、9ページをごらんいただきまして、教育再生のグランドデザインとして「世代を超えて、全ての人達で子供・若者を支えることにより、家庭の経済状況や発達障害等を含む発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者や社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現することを掲げております。今回の議論に際しましては、このグランドデザインが出発点になると考えている次第です。

10ページ目には、グランドデザイン実現のためのビジョンとして、順次着手していくべき施策の例として、大変粗い試算ではございますが、その投資効果を示してございまして、これをたたき台として、ここにはまだ十分に描かれていない点について、是非、活発な御議論をお願いしたいと思います。

具体的には、第1に、ここに示された施策の例について、これを更に精緻にして、優先度について検討する必要があると考えております。

第2に、その際には、機関補助と個人補助の組み合わせはどうあるべきかなどの検討も必要であると考えております。

第3に、教育投資の効果として、ここには経済成長や将来の公的支出の抑制についてのみ簡単に書かれておりますが、それ以外のものも含め、更なる検討を加えていただきたいと思います。

第4に、こうしたビジョンを実現するための財源確保の在り方について、予算の見直しによる方法、税による方法、民間資金の活用などの方法が考えられるわけではありますが、それらの在り方について、是非先生方の知見を活用して、深掘りをしていただければとも考えております。

最後に、以上申し上げたことの実現のためには、何といたっても国民の皆様のご理解が必要なのは当然であります。不可欠であります。そのための戦略についても、周知徹底をどうすべきか、皆様方の御意見をいただければと思います。

以上、今後、御検討をお願いしたい視点につきまして、前回、下村大臣からも申し上げましたが、もう一度、大臣から皆様方をお願いということもございましたので、私のほうからも発言をさせていただいた次第でございます。今後とも積極的な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(報道関係者退室)

○鎌田主査 ありがとうございます。

ただいま、赤池大臣政務官からございましたように、資料3の下村大臣が発表されました「教育再生のためのグランドデザイン実現に向けたビジョン」をたたき台にして、これを更に深掘りするため、議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしま

す。

では、議事に入ります前に、まず前回御欠席の北山委員から一言、自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○北山委員 前は欠席いたしました。三井住友銀行の北山と申します。よろしくお願いいたします。

今、赤池政務官からも御説明ありました、大臣の勉強会は去年の暮れぐらいから3月ぐらいまで開催され、私もそのメンバーになっておりました。他にも、勉強会のメンバーをお務めになられた方が何人いらっしゃいますけれども、今回はその勉強会の延長線上とは少し違う、教育再生実行会議のレベルに議論の場が移されたということで、私自身も非常に心強く思っております。積極的に参画したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鎌田主査 こちらこそ、よろしくお願いいたします。

また、前回御欠席でした、オブザーバーの富田議員にも一言、自己紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○富田議員 おはようございます。公明党の衆議院議員の富田茂之と申します。

私は平成5年初当選で、一度落選していますので、今、6期目なのですが、財務副大臣、法務副大臣とを経験させていただきました。公明党の文教政策の責任者をずっと続けておりましたので、昨年1月からの教育再生実行会議に自民党の遠藤先生とともにオブザーバーとして参加させていただきまして、5次にわたる提言にも参加させていただきました。その中で、いじめ防止対策推進法、あるいは教育委員会制度改革、公明党の責任者として自民党の皆さんと協議させていただきまして、実現することができましたので、大変この会議にも感謝しております。

第3分科会は今回初めてですので、また先生方と一緒にしっかり勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田主査 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、小林委員、続けて松田委員より意見発表をいただきます。その後、お二人の御説明への質問も含め、御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、最初に小林委員より意見発表をお願いいたします。恐縮ですが、15分程度でお願いいたします。

○小林委員 小林でございます。

私のほうは高等教育が専門でありますので、先ほど赤池政務官のほうからもございましたような課題につきまして、高等教育の場合にはどういうふうを考えていくかという点についてお話をしていきたいと思っております。

発表の内容ですが、主に教育費の負担論、公的負担と私的負担をどうするかという問題。それについて、いろいろな考え方がありますが、簡単にお話ししたいと思います。

その中でも、特に授業料と奨学金を組み合わせることが非常に重要な、各国ともそういう政策をとっておりますので、そういった点について御説明したいと思います。

そういった中で、教育費を負担軽減するにはどうしたらいいのかということですが、私は特に所得連動型ローンというものが非常に重要であると思っておりますので、それについてやや詳しく御説明したいと思います。

最後に、寄附とか基金の活用を含めまして、公的負担の在り方と政策的なインプリケーションについて御報告したいと思っております。

誰が教育費を負担するのかというのは、教育費の負担論と言われるわけですが、これは非常に重要な議論であるわけでありまして、大別すれば公的負担と私的負担というふうに分けられるわけです。

私的負担は、更に家計負担と民間負担に分けられる。家計負担は、親あるいは保護者の負担と子、つまり学生本人の負担に大別されるわけで、これらをどのように組み合わせていくかが非常に大きな問題であるわけでありまして。公的負担を考える場合には、こうした全体を考えていく必要があるというのが負担論であります。

次に行きますが、それでは、教育の公的負担の根拠というもののはどのようなものがあるかということなのですが、これについてはいろいろな考え方があります。

まず第1に、何といっても教育の機会均等ということで、これは憲法の第26条、教育基本法の第4条に規定されているとおりで、具体的に言えば、格差を是正していくということが公的負担の根拠になっているわけです。

ただ、この点についてもう少し申し上げますと、これはただ単に個人にとっての問題だけではなくて、社会全体から申しますと、やはり有意な人材というものが教育を受けられないことによって浪費されていくという問題がありますので、それに対して非常に重要な意味を持っていると考えられます。具体的な事例については、後から幾つか御紹介いたします。ただ、前回お話がありましたけれども、大学の中退について20%が経済的な要因になっているという文部科学省の調査も出されたばかりですので、こういった点もあわせて考える必要があるかと思えます。

それから、世界人権規約で高等教育の漸進的な無償ということがうたわれているということでもあります。

第2の論点といたしましては、やはり人材の養成とか経済成長のために、特に生産性を向上させて、効率化させていくことが公的負担の根拠になっているわけでありまして、特に基礎研究のように市場に乗りにくい分野について、こういったことが挙げられるわけです。

第3番目といたしまして、教育の社会経済効果でありまして、これは特に重要なのは外部効果と言われるもので、これは価格にあらわされない効果であります。したがって、非常に測定が困難なものですが、そこにありますように、周りの者の生産性が向上する、健康が増進して犯罪が減少するとか、労働移動とかミスマッチが緩和される、あるいは少子

化の緩和ということも挙げられるわけでありまして、こういった面につきましても、市場に任せると外部性の分だけ需給が過少になりますので、それを公的負担する必要があります。

次に、教育の公共性と言われるもので、これは社会的共通資本と言われるような言い方をすることもあります。

それから、準公共財としての教育という考え方がありますが、これについては時間の関係で、そこにあるとおりでありますので、説明は省略いたします。

実際に、それでは経済効果をどういうふうにはかるかということなのですが、これはなかなか計測が難しい問題でありまして、これから後のこの会議においてもより詳細な報告がなされると聞いておりますので、私のほうは簡単に、そういった幾つかの例があるということを示しております。

例えば、大学が地域経済に及ぼす影響とか、高等教育を受けた者が受けていない者に及ぼす外部効果の計測例があるということだけ御紹介したいと思います。これは非常に計測が難しいわけですが、教育の社会経済効果を社会に対して明確に示すことが非常に重要なことであろうと思っております。

それに対しまして、公的負担に対して受益者負担論というものがあるわけでありまして、これについてはいろいろ言われますので、ここでは簡単に、受益者というものは社会の受益者でありますので、正確な言い方は私的負担という考え方であろうと思っております。

最後のところになります、私的負担のみで教育を受けることになると、教育を受けた者からしますと、社会的貢献は全くしなくていいという理屈になりますので、それは非常に問題が多いのではないかと考えます。

教育費の負担なのですが、これは教育観というものが大きく影響しているわけでありまして、例えば大きく3つに大別しますと、まず日本は何といても家族主義でありまして、親が子供の教育に責任を持つことが非常に当然視されているわけで、そのために教育費も親が持つ、家族が持つということになると言われるわけでありまして。

それに対しまして、スウェーデンのような考え方というのは全く対極にありまして、教育は社会が支えるものであって、したがって公的負担、全てやるということで、スウェーデンの場合は私立大学も授業料は無償であります。こういった福祉国家的な考え方と言っているかと思っております。

もう一つは、アングロサクソンの諸国に強い、個人主義的な考え方でありまして、これは学生本人が負担するべきであるという考え方で、イギリス、アメリカ、オーストラリアという国で非常に強い考え方があります。

世界の大勢から申しますと、高等教育の進学率が上がっていることと、公財政が逼迫しているということがありますので、次第に本人負担のほうに向かっているというのが大きな趨勢であります。

その中でも、日本はある意味では最先端を走っているわけでありまして、図の左から4番目が日本なわけでありまして、非常に家計負担が重いということで、チリが一番重い

ですが、これは私立大学が多いということがあります。それから、イギリスの場合は最近非常に家計負担を重くするという政策をとっておりますので、最近になって多くなっているわけではありますが、日本、韓国という国が非常に家計負担が重い国として知られているわけがあります。

これは前回、口頭で申し上げたことなのですけれども、日本は1960年当時で言いますと、図の左側に当たるのですが、GNPに比して非常に教育水準が高い国として知られていたわけで、これが日本の経済成長を促したということはいろいろな研究者の方が指摘しているわけですけれども、問題は図の右側のほうで、そういった構造が続いてこなかった。

つまり、政府負担も公的負担も伸びたのですが、それに家計負担のほうで、更に高等教育の拡大が私立大学によって起きて、しかも補助金がなかったために家計負担が増えたということで現在では、前回ありましたように、OECD諸国の中では最低水準になっているということでもあります。

問題は、こうした構造が続くかどうかで、これは可処分所得に占める授業料の比率を見たものでありますが、年々増加しているわけでもあります。ですから、ますます家計の負担が重くなっているということで、こうした構造が続くかどうかということが問われていると思います。

実際、これは私達の調査なのですけれども、進学した人について見ますと、特に所得の低い人達は給付奨学金でありますとか、預貯金の取り崩しでありますとか、支援機構の奨学金というものを使って、何とか進学ができています。そういう状況になっているということがわかります。

実際、進学の格差がどれぐらいあるかということで、図の左側はいろいろな文科省の資料等にに使わせていただいているものですが、私立大学の進学率には非常に大きな格差があるのですが、2006年当時は国公立大学の進学率の格差は、この図の赤いラインです。非常にフラットなわけで、所得の差が余りないというのが大きな国公立大学の特徴であったわけです。つまり、国公立大学はそれだけ機会均等に寄与しているということはずっと前に言われてきたわけです。

ところが問題は、私達が新しくやった2012年の調査になりますと、この赤いラインがやはり傾いているということで、所得の低い人達にとっては入りにくくなっているということがあります。この調査はまだ十分検討されていないのですけれども、もしこういったことが続きますと、国公立大学はそのミッションを果たせないことになりますので、非常に大きな問題になっているかと思えます。

もう一つは、これは別の形で見たものなのですけれども、2006年当時は、成績がいい子供達は大学進学がほとんどできていたわけです。所得階層にかかわらず、図の赤い線ですが、大体進学できていた。つまり、親、家族が無理をして、何とか子供が成績がよければ進学させてあげよう。これが日本の「無理する家計」というふうに私は呼んだわけですが、そういったものでもってきたわけです。

これが2012年でならずと、傾いております。ですから、所得の低い人達にとっては進学が難しくなってくるという状況が出てきたわけで、こうしたことを、先ほど申し上げましたように、家計負担が重くなる中で進学の格差が生じているのではないかと考えております。

もう一つ、それに関連いたしまして、私達の調査として、進学ができなかった人達について、進学したいかどうかという、これは保護者に聞いているわけですが、それで見ますと、大体6万人から7万人くらい、これは毎年ですから、少ない数字ではないと思いますが、その方達が実際には進学したかったと言っているわけでありまして。

特に、経済的な困難者であって、給付奨学金があれば進学できるという可能性がある人達が2万人程度いるわけでありまして、この方達の中には学力とか様々な、他の問題もあるかもしれませんが、毎年少なからぬ人達が進学できないでいる状況もあるということでもあります。

こういう中で、教育費の負担を軽減することが非常に大きな問題になってくるわけですが、何といたっても将来を見通せるようなファイナンシャルプランを示すことが役割であると思っております。そのためには、何といたっても経済的な支援をしていくということでもあります。

具体的に申し上げますと、ここに挙げましたように、様々な教育費負担の軽減策がございます。こういったものを組み合わせていくことが重要ではないかと考えております。

その中でも、奨学金と授業料を組み合わせる政策が各国でとられておりまして、ちょうどスライドの18と19を対照させながら見ていただきたいのです。

少し説明いたしますと、図の左上が大体、歴史的にはこういった大学はこういったところから始まっているわけでありまして、奨学金がたくさんあって、しかも給付奨学金がたくさんありまして、授業料が低いということで、学生や家計にとっては最も望ましいわけですが、次第に財政が逼迫して、進学率が上がってきますと、奨学金は出せなくなってくる。それに対しまして、図の右下ですけれども、授業料を払ってもいいから大学に行きたい人が増えると、私立大学がその需要に応える形になるわけです。

現在起きているのは図の右上で、高授業料・高奨学金と言われるものでありまして、これは、授業料は高く設定するのですが、奨学金もたくさん出すというやり方で、それによって大学は収入もふやせますし、学生も獲得できるということで、アメリカの大学から始まりまして、現在ではイギリスの大学も全てこういう方式をとっているわけでありまして。

ただ、もう一つ大きな問題といたしましては、やはり各国とも財政的には給付奨学金というものは渡し切りですから非常に厳しいわけでありまして、給付奨学金からローンへ移行が進化したわけでありまして、そうしますと、後で申し上げますが、様々な問題が起きてまいります。

最近では、グラントの重視、給付奨学金の重視というほうに再転換をしていると考えられます。主要国で給付型奨学金がないのは日本だけという状況になってきております。ま

た、授業料減免が実質的には給付型奨学金であると考えられることもできます。

これは参考ですが、国立大学の授業料は1970年から2010年までに50倍も上がっているわけで、これだけ上がっているものは珍しいのではないかと思います。私立のほうも、それに合わせて上がっているということでもあります。

高授業料・高奨学金の場合は、授業料が上がった場合、奨学金を増やしていくという政策なのですが、御存じのように、日本の奨学金は貸与奨学金で、ローンでありますので、実際には非常に、特に第2種奨学金がこれだけ拡大しているのですけれども、実際にはそういったローンという問題が大きいわけです。ローンの問題点としては、やはりローンの負担とか回避というものが非常に大きな問題でありまして、特に所得が低いほどローンの負担感は強いわけで、ペナルティーを強化すればするほど社会的な反発を生むという問題が起きているわけでありまして、そういったローン回避をどういうふうにするかが非常に大きな問題です。実際に、低所得層でどの程度、ローン回避にあるかということがスライドの25で、所得が低いほど将来返済できるかどうか不安であるということを行っているわけでもあります。

それに対する解決策の一つとして各国でとられているのが、所得連動型ローンでありまして、時間を超過して恐縮ですが、ここが一番お話ししたい部分ですので、少し丁寧に説明いたします。ローン負担を軽減させて、回収率を上げる方法として知られているわけでありまして、卒業後の所得に応じて返済するために、低所得層ほど負担感が少ないと言われております。

所得に応じた返済額であるとか、一定の所得以下では返済を猶予する、あるいは一定の期間または年齢で帳消しする、つまり残額を帳消しにするというルール。それから、利子を補給する、つまり所得が低いほど返済期間が長期化するために利子負担が大きくなりますので、利子を補給する。それ以外に、家族の人数などを考慮する。それから、重要なこととして、源泉徴収あるいは類似の方法をとるわけでありまして、源泉徴収をとることによって非常に返済が滞らないということがあると言われてしているわけです。

時間の関係で省略いたしますが、次のスライドにオーストラリア、イギリス、アメリカなどでとられている所得変動型ローンの詳細を挙げておきました。各国でもう一つあるのは返済の免除でありまして、日本では現在、大学院生しかこういった制度がありませんので、こういった点も改善の必要があるかと考えております。

最後に、寄附とか基金を活用するという点で、これはエール大学の基金の例なのですが、非常に急速に伸びているということで、これは大学の努力だけではなくて、やはり税制とか資産運用とか、様々な改正支援が行われたということがあります。

それから、もう一つ重要な点といたしましては長期的に判断するという点で、リーマンショックで大きく減少しているわけでありまして、その後もまた回復しているというように、こういう点を短期だけで見ないということが重要であると考えられます。こういった寄附・基金を活用するためには、幾つかの要件の緩和でありますとか、民間の活力の活

用ということが必要なのですけれども、それについて、詳しくはごらんになっていただければと思います。

最後に、政策的なインプリケーションなのですけれども、既にもうお話になられた点もありますが、教育の公的負担のためには、国民に教育に税を使うことを十分に納得してもらうことが一番重要なわけで、そのためには計測上の困難がありますけれども、教育の社会経済的効果を具体的に示す必要があるということでもあります。

更に、人材の浪費とか、そういったことを防ぐ。あるいは福祉関係の費用を削減することが教育によってできるということを示せば、それだけ教育に投資することの根拠になると考えられます。

もう一つは、財源は限られておりますので、寄附とか基金、マッチングファンド、あるいは民間の育英団体などを活用することを考えていくことが重要ではないかと考えております。

済みません、若干時間を超過しましたが、以上であります。

○鎌田主査 どうもありがとうございました。

それでは、次に松田委員より意見発表をお願いいたします。恐縮ですが、同じく15分程度でお願いいたします。

○松田委員 松田です。よろしく申し上げます。

私のほうは、少子化研究の立場から、そして家族社会学というバックグラウンドからお話をさせていただきます。「少子化対策としての教育の役割」ということで、特に幼児教育無償化についてを御報告します。

これは前回資料、お手元にあります資料3で、我が国を取り巻く変化を踏まえた教育投資の効果についてということで、少子化の克服。ここに、教育から何かできることがあるかということについての問題提起です。

報告のポイントです。これが全てなのですけれども、少子化の主要因です。これをもう一度見直してみると、この2つです。

1つは未婚化が出生率を下げていますが、その背景に若年雇用や出会いの問題、またライフデザインが描きにくくなっている。誰からも教えられていないという問題があります。

2つ目が、夫婦が理想の数だけ子供をもうけられていないということです。理想とする子供数をもうけられることができれば出生率は大幅に回復します。この背景に、子育てや教育の経済的負担があります。

では、教育にできることは何かといいますと、この3つがあると思います。

教育力向上により、個々人の稼ぐ力がアップする。これは未婚率の改善につながると思われませんが、今日のテーマは2番目です。家庭の教育費負担の軽減。

これは具体的に何かといいますと、2つあると思います。1つは幼児教育の無償化。もう一つは、今、小林先生が御発表されました、高等教育費の負担軽減です。私の立場としては、幼児教育のほうの方が費用軽減よりも先ではないのかなということを申し上げたいと思

います。

私は税の専門家ではないので、少子化対策のほうからこう見えるのではないかという問題提起なのですが、教育政策のうち、少子化対策にかかわるような部分は明らかに公的な性格があると思います。

そうすると、方向性としては3つあるだろう。全世代で負担していただく。2つ目は、シニア世代から子供の世代へ。3つ目は、現役世代や子育て世代内でも子供を育てている人に主に予算配分をするというものがあるのではないかという話です。

我が国は1989年に1.57ショックがありまして、ここで少子化を問題として認識して、その後、対策をしています。ですから、対策をしているのですけれども、出生率が下がっているということは、やはり対策し切れていないのではないかということです。

それが次です。簡潔にまとめますと、こうであると思います。

従来の少子化対策は、この2つが柱です。保育所を中心とした子育て支援です。もう一つは、仕事と子育ての両立支援です。ワーク・ライフ・バランスなどです。この2つが両輪であるということは、少子化社会白書にもその図があります。

これはよく考えてみますと、育休も、短時間勤務も、そして低年齢児保育も、メンターゲットは出生・育児期に継続就業する正規雇用者同士の共働き夫婦なのです。それ以外の方に対して、少子化対策というものは恩恵がなかったのではないかと思います。

少子化対策の結果としては、保育と両立支援は前進したけれども、それ以外の面が改善されていない。出生率は回復せず。これは10年前に総務省が行政評価をしています。10年後も同じであったわけです。

では、少子化の主要因を捉え直しますと、この3つを申し上げます。

1970年代以降の出生率低下の大半は、未婚化です。その背景としては、雇用の問題です。ここに教育から稼ぐ力を伸ばして、自分でいい仕事につけるようにする。その方向はありますが、今日はそこは省略します。今日は2つ目と3つ目です。

2つ目が、夫婦の理想とする子供数は2.42人いるのです。しかしながら、予定子供数は2.07人でして、実際に産めている数が2を割っている。このギャップを埋めることが出生率回復には必要であるというわけです。

ここなのですけれども、どうも家族を見ていきますと、過去25年間、余り変わっていないのです。ここに従来の対策と実態のミスマッチがあるのです。後ほどお見せします。

それで、未婚化の進行がこちらです。省略します。若年層の出会いの問題、6ページも省略させていただきます。7ページも省略させていただきます。

8ページまで飛んでください。夫婦の役割分担の実態です。第1子出産前後の女性の就業状況です。これを見ますと、一番下が育休を取得して継続就業した方です。増えていきます。これは政策の効果です。しかし、その上が育休を取得しないで就業していた女性です。その上は出産退職や結婚退職ですから、この下のボトム2を足して横に線を引いてみてください。一定であるかと思います。過去20年間で4分の1なのです。

ということは、4分の3の家庭では少なくとも一時期は専業主婦家庭なのです。その家庭が復職する場合は、主にパートです。そういうことで、今、配偶者控除の議論がなされていますけれども、専ら家族の状況から見ますと、出産した人のマスを占める方が、この方が利用しているわけです。そう考えますと、このワーク・ライフ・バランスというだけでは、この方は余り反応しないことがわかるわけです。

では、どういう理由で子供を産めないか。夫婦の出生力低下の背景ですけれども、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、もう一人産みたいけれども、産めない。特に子供を3人以上産もうとするときに、これがネックになります。これは他の理由を断トツに引き離しています。

ちなみに、ワーク・ライフ・バランスはどこにあるかといいますと、次です。17%です。そういうことで、教育費を、負担を軽減していくことが大事なわけです。

では、その負担の内訳はということで、大学がやはり多いです。すごいのですが、幼児教育などは、このあたりにあります。40%ぐらいで、いわゆる小学校から中学校の段階では教育費負担はそれほど感じられていない。それは義務教育として基本的に授業費は無料ですからということです。

こうした中で、今、若年層の、子供を抱える世代の貧困率が上がっています。そうしますと、やはり経済的に教育費負担というものがかなりつらい。そうなりますと、もう一人、お子さんをもうけることもつらいと思います。

少子化対策の観点からは、私は「パラダイム転換」が必要ではないかということをお願いしています。

従来のパラダイムは、女性の社会進出などによって出産・育児期にも共働きを望む人が増えてきたのですけれども、保育所が足りない、両立環境が足りないということで、出生率が下がってきたということです。

しかしながら、全体を俯瞰したときに見える像は若年層の雇用の劣化、それから「典型的家族」と書いていますが、夫が働き、妻が家事・育児を主にしている。これは妻のパート世帯もここに入るといいます。この家庭においての出産・育児が難しくなっていることが、我が国の少子化の主要因であるわけです。そう考えますと、政策のターゲットを広げる必要があると見られます。

では、以上を踏まえまして、少子化対策として、教育政策が貢献できることがあるのではないかという問題提起です。

今の話から、少子化対策として注目したいのは、この2つです。1つは未婚化をどう捉えるか。これは望む人に、結婚したい人に結婚させることではないです。したいけれども、できない方に環境を改善することによってできるようにしていく。もう一つが、子育てや教育の経済的負担を軽減していくことです。

対応する教育政策としましては、未婚化に関しましては、学力向上や社会人教育、あるいはライフデザイン教育というものがあるかと思っています。今日はその下なのですけれども、

経済的負担の軽減としては幼児教育無償化。それから、家庭の高等教育費の負担軽減。これは奨学金の充実なども入ります。それから、経済的に困窮する家庭の子供に対する教育費支援などです。

これが今の出生率の推計などで、どんどん出生率が、人口が下がっていくのですが、これを出生率を回復させることができれば将来人口が安定します。

そのためには何が必要かといいますと、夫婦の出生児数です。もうけるお子さんの数を、理想の数だけ、まずは持てるようにする。そのためには、やはり経済的負担というものを対応していく必要があるのではないかという話です。

では、ここからですけれども、特に幼児教育無償化との絡みで申し上げます。少子化対策から見ますと、この3つの点で幼児教育では期待されます。

1つは出生率回復で、理由としましては、子育て世帯が追加でもう一人産むという意思決定をしやすい年齢である。幼児教育に子供を預けているとして、これは30代ぐらいの方が多いということ。そして、無償化による経済的負担の軽減が出生率上昇につながると見られます。後ほど1つ、私の分析を出します。それから、児童手当よりも費用対効果は高いのではないかと思います。

2つ目ですけれども、公平性です。費用負担を軽減するとき、幼児教育の負担軽減と高等教育の負担軽減を考えますと、幼児教育のほうが公平性が高いと思います。それは、全員通っているからということです。ほぼ全ての子供が幼稚園・保育園に通いますということ。現状、高等教育に通う子供は半分ぐらいです。そして、なおかつ階層による差があるということが言われています。

また、教育としての効率性です。教育段階別に効率性を見たときに、教育投資の効果が高いのは幼児教育のほうではないかという議論がなされています。

では、具体的なデータを少し紹介します。1つは、これはOECD諸国です。家族・子供向けの公的支出の割合が、比較的そこを重視している国のほうが出生率が高いというものです。そして、子育ての費用を見ていきますと、これは子供の年齢別です。内閣府の調査ですけれども、このあたりです。これが幼児教育や保育の費用なのです。3～5歳児あたりでどんと大きくなる。それで、もう少し子供が大きくなる、中学校ぐらいでは、これは学校教育や学校外教育の負担が今度は多くなっています。ちなみに、それ以外で費用負担が重いものは何かといいますと、食費なのです。子供はよく食べます。

次が、各政策と出産意向の変化です。これは私が行った分析ですけれども、都内の女性を対象に行った調査です。仮定の政策を幾つか並べまして、それによって、その人の出産意欲がどう変わるかというものを分析したものです。他の要因はコントロールします。

それを見ますと、児童手当を2～3倍にする。これで出産意欲が5%ポイントぐらい上がるのです。非常に効果的なのですけれども、所要額が非常にすごいです。それに比べますと、幼児教育の無償化に関しますと、全額自己負担を今ある基準とした場合、そこから無料にした場合は4%ポイントアップ。これは所要額がかなり少ないという結果が、この

調査で出ています。

諸外国において、幼児教育の無償化の動きがあります。特に出生率が回復したと言われるフランスですとか、あるいはイギリスのあたりは幼児教育の無償化ということが進んでいると思います。アメリカはそうではないのですけれども、そもそも少子化ではありません。

次の21ページ、22ページは御参考までにとということですが、幼児教育の有効性に関する議論です。このあたりは教育社会学者を中心に、あるいは経済学者の方からの研究です。飛ばさせていただきます。

23ページが、就学前教育や保育の入っている状況ということ、ほぼ全ての方が利用しているということです。

最後です。財源確保の方向性ということですが。

これは先ほど来、冒頭で申し上げたことですが、教育政策のうち、少子化対策に関しては個人のメリットというよりも、やはり社会のものではないかということで、公共的な性格があるのではないかと思います。

そう考えますと、財源確保ということを考えていきますと、3つの方向があり得るのではないかと。1つ目が、全世代的な負担をとということです。もう少し踏み込んで申し上げますと、あくまでも候補は恐らく消費税ではないかと思われま。2つ目が、全世代の予算配分の、世代的な予算配分の見直しとしては、高齢者から子供へというところになります。

ちょっと戻らせていただきます。先ほどの17ページです。高齢者向け支出を分母とした家庭・子供向け公的支出で、この割合が高い国ほど出生率が高い。高齢者ばかりに重視ということでは、やはりいけないのではないかとということです。そして、3つ目です。現役や子育て世帯内での予算配分の見直し、あるいは制度の見直しもあり得ると思います。

今、ちょうど議論の俎上に上っているものが配偶者控除です。家族を見ていく立場から行きますと、配偶者控除は実質的に育児をした御家庭の経済的負担を軽減することになっています。それを踏まえていきますと、方向性は恐らく3つあるだろう。

1つは、子育て世帯への経済的支援になっているため現状維持。なかなか理解されがたい方向性かもしれませんが、少子化対策としてはあり得ると思います。

2つ目です。そうではなく、やはり103万円の壁などは余りきれいではないですから、それを子供数による控除に変える。より直接、子供のためにということです。

3つ目としては、子供のためということを考えるのであれば、控除だけではなくて、現物支援もあり得るわけです。子育て関係の手当ですとか、保育の補助ですとか、あるいは幼児教育の無償化などの支援に充てるということがあり得るわけです。

更に、上記方向や2番と3番を組み合わせることもあり得るかと思えます。

これが、私からの問題提起でございます。

簡単ではありますが、以上で終わります。

○鎌田主査 どうもありがとうございました。

お二人から大変興味深いデータと積極的な御提言をいただいたところでございます。お二人の御説明への質問も含め、御意見をお伺いしたいと思っております。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、まず貝ノ瀬委員、次に土居委員お願いします。

○貝ノ瀬委員 ありがとうございます。

先月28日に教育再生実行会議、いわゆる親会議が開かれたわけですが、私は所用がありまして欠席せざるを得ませんでした。そのときに発言したかったのですが、その内容は要するに教育財源の在り方に関してです。今日、この第3分科会で、同じテーマでございますので、あえてここで発言させていただきたいと思って手を挙げました。

これは、先の財制審におきまして、小学校1年生の35人学級を見直して、40人学級に戻して、それによって生じた財源を幼児教育無償化に充てるべきである。こういう議論がなされていると伺っておりますけれども、この第3分科会の第1回目の文科省からの説明にありましたように、確かに我が国は幼児教育と高等教育に対する公財政支出が脆弱であるということは事実であろうと思っております。しかし、その充実を図っていくために、これからの時代に必要な能力ですとか、授業革新ですとか、質の高いきめ細かな教育指導が求められている、その義務教育を削って、幼児教育に回す。つまり、教育予算の枠の中で帳尻を合わせるようなお考えは、これは本末転倒であると思っております。

この省内でやりくりして何とかしろというような、そういうことでは財務省は要らないと思っておりますよ。こういった省庁の縦割の発想ではなくて、省庁や分野の壁を乗り越えて議論していくことが大事だと思います。特に、この教育再生実行会議は安倍政権が国家戦略として教育改革を行うのだということで設置されたわけですので、そういう意味ではやはり省庁の枠を超えて議論していくということが求められると思っております。是非、この第3分科会ではそのための議論の場であるということをご認識しておりますので、しっかりした議論の上でこの教育再生実行会議としての考え方を発信して、国民的な理解が得られるように、広がりますように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

以上です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

それでは、土居委員お願いします。

○土居委員 お二方の先生の御発表をお伺いして、3点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

まず、小林先生の御発表で、特に大学の給付型奨学金の話で、私も大学の教員をしておりますけれども、これは非常に意味のあることであると思っております。ただ、それはそれとして取組をし続けるとともに、まだ大学内で改められる余地が残っているのではないかとこの面もあると思っております。

特に、私が個人的に大学教員の仲間にも申し上げているのですけれども、話に落ちがあ

るといいますか、なかなか大学内ではその考え方が浸透しないので、このような、江戸のかたきを長崎ではないですが、こんなところで話してしまうのですけれども。そのアイデアというのは、大学の授業料を能力ないしは成績別に割ってはどうか。つまり、成績の優秀な学生は授業料を免除にする、割引にする。それで、成績の悪い学生を割高な授業料を取る。

極端に言えば、それだけでも、例えば上位3分の1の学生の学費を半分にし、下位3分の1の学生の学費を1.5倍にするだけでも、収支は同じなわけです。別に3分の1というのは他意はないのですけれども、例えばそういう成績優秀者に対して学費を免除するというのをやることで、事実上、給付型の奨学金のようなものを大学内でもやる。

ちょっと日本でそれがうまくなじむのかどうかというところは悩ましいところがあります。それは、私が先ほど落ちがあると言ったところでして、では、もしそうなったら学生はどういうふうに行動するだろうか。当然、一生懸命勉強しようと。学費が安くなるのだったら頑張ろうと。それはとてもいいことです。ところが、大学教員の期末試験の成績もシビアにつけないと学生からクレームが来る。余りシビアにつけていない先生から、そんなシビアにつけると言われても困るよと不満が出る。うちの科目はそんな形で成績をつける科目ではないと言われると、教授会でこのアイデアは通らないという落ちがあります。結局、大学内で改革が進まないということになりますと、これもなかなか難しいという話があるのです。

ただ、少なくともアイデアとしては、今は確かに親の所得を見るということで授業料免除は各大学なりの取組で独自になされていたりはしますけれども、もう少しめり張りづけを大学内でもやれるところからやっていけば、給付型の奨学金ができるまでの間の一つのつなぎとして有効なのではないかと思います。

2点目は、消費税の問題です。今年の4月に消費税率が引き上げられて、やはり前々から税を専門に研究している人間からしますと起こるべくして起こった話なのですけれども、なぜか大学や学校法人は、備えがなさ過ぎたのか。つまり授業料は非課税ですから、適切に転嫁をしなければ、いわゆる「損税」が生じる。私は「損税」という言葉は使いたくないのですけれども、「損税」と言われ、仕入れ段階まで払った消費税を、授業料が非課税であるがゆえに、仕入れ税額控除ができないので、転嫁しなければ丸かぶりになってしまうということです。

かつ、授業料は非課税とされているので、消費税を転嫁するという名目で授業料を上げない限り、その分だけ学校法人の収支が悪化する現象が起こってしまうわけです。これは非課税だから、予想されていることであつたわけです。私もそれを学校法人職員の一人として認識はしていたのですけれども、案の定、当学校法人もそうなのですが、消費税が増税されることを口実に授業料を上げることをしていない。ですから、当然、価格転嫁はできませんで、その分、損税になってしまうという現象が起こったわけです。

もちろん、授業料の位置づけは、我が国で消費税創設以来、非課税であるということな

ので、なかなか非課税の枠から抜けにくいということはあるのですが、今、ここは教育財源の話をしていきますから、あえてこれは課税にする。課税にすると同時に、学校法人は仕入れ税額控除が使えますから、別に仕入れ段階まで払っている消費税は今までと全く同じだけ納めていますから、その部分の財源を国に対して払う、払わないという問題は全く関係ない。

極端に言えば、授業料を払う方に対して消費税を上乗せした授業料を課することになってしまう面でももちろん、一旦、目先、ただそれだけだと単なる授業料の値上げみたいな話になって、ここでの議論と逆行する話になるのですが、そこで得た財源を、例えば給付型の奨学金の財源にすることになりますと、結局、学校法人の損税問題も解決し、消費税をいただくということは、つまり授業料に消費税の分を価格転嫁させていただくということなわけですけれども、その財源を給付型の奨学金の財源とかにすることであれば、ちゃんとその授業料は、確かに消費税の乗った授業料を一応示されるのですけれども、事実上、奨学金によって負担軽減・免除になるというやり方もあるのではないかと。

つまり、今は非課税なのですけれども、あえて課税取引にしてくださいと税制改正要望を出すことで、もちろん、それだけでは、その見返りが何もなければ単に取られっ放しという話になってしまうのですが、それを集める。もうちょっと露骨に言いますと、高所得の世帯の学生は実質的に税負担をお願いすることになりますけれども、給付型奨学金なり、財源を使って教育を受けることで、教育を受ける学生は、一旦消費税を乗せられた授業料を課されるかのように見えて、実質的には負担がないということになるので、その負担は受けずに済むということで効果が出てくる可能性はあるのかなと。

最後に、松田先生の御発表の中で配偶者控除という話がありました。私も政府税制調査会の委員をさせていただいて、ちょうどこの先週末に配偶者控除についての考え方をまとめて、大きく言いますと3つぐらいの種類があるのではないかとということだったので。松田先生の資料の24ページのところで、方向性①というものは、一応、案の中の一つではあるのですが、余りそれを強く推す委員は政府税制調査会にはあまりいなかったかなという感じです。現状維持でいいということではなく、何かしらの手を加えなければいけない。

特に、何がここで焦点になったかといいますと、共働き世帯と片働き世帯との間で配偶者控除の差があるということはもう少しニュートラルにしたほうがいいのではないかとというのがポイントでした。ですから、どちらかといいますと、配偶者控除の話はスクラップ・アンド・ビルドみたいなことにしてはどうか。つまり今の仕組みですと、103万円の壁というものは事実上ないのであるけれども、103万円の壁みたいなような就労調整を助長している面がなくはないという話がありまして、配偶者控除を見直してはどうかという話がありました。

ただ、同じ議論の中でも当然、子供数による控除という話もありまして、それはどちらかといいますと、扶養控除です。配偶者控除というよりは扶養控除をどう見直すかとい

うところに議論が波及するということと承知していて、それはむしろ、ちゃんと波及させて、控除の在り方も抜本的な検討を将来的に考えてはどうかと提起をしていることで、そうなりますと、当然のことながら、お子様が何人いらっしゃるか次第で受けられる控除の額が変わってくる。もちろん、今も扶養控除はありますけれども、その扶養控除の在り方をもう少しよりよい形に改めてはどうかという方向にもつながってくるというところですよ。

ですので、確かに議論はこれから行われると思いますので、その中でもし、この教育再生実行会議なりが、控除見直しによって得た財源をどう活用するかということになったときに、何かしらのアイデアを早目に打ち出していく。今はまだ、控除をどう見直すかという話がポイントになっていますので、その財源をどうするかという話は、まだそこまで議論が至っていない。

ちなみに、なぜ財源が出るかといいますと、端的に言ってしまえば、高所得の世帯の方々に対しては、配偶者控除を新たに形に変えたときには増税になることが暗にありますものですよ、そこで出てきた財源をどう活用するかという話になってくるのかなと思います。

以上です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

では、河野委員からお願いします。河野委員の御発言の後、赤池政務官は所用がおりということですので、御意見をお伺いしたいと思います。河野委員の後に赤池政務官のお話を伺って、その後に小林委員、樋渡委員の順番でお願いいたします。

○河野委員 ありがとうございます。

これからの日本の教育の課題として、グローバル人材の育成が挙げられております。そのためには、資料にもあるのですけれども、一人一人の子供の能力・可能性の伸長に向けた更なる支援の充実が求められております。先ほど松田委員より、幼児教育の有効性についてのお話をいただいたところですが、やはりそれにつながる、義務教育段階における少人数教育の推進は、子供達一人一人にきめ細かい指導を行うために非常に重要な視点であると考えます。

現行の学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能であるとか、それを活用した思考力・判断力・表現力、あるいは主体的な学習意欲と、児童・生徒一人一人に確かな学力を育成するために、授業改善や、指導方法の工夫・改善というものが学校現場にとっての大きな課題となっており、取り組んでいるところです。そのために、教職員は資質の向上を目指し、教材研究に励んだり、個に応じた働きかけをしたり、子供の取組に対する評価であるとか、あるいはフィードバック等々、研修というものも必要であることは言うまでもないと思います。

学校現場の教職員は、授業改善とか指導方法の工夫・改善に対して大変意欲を持っておられるところなのですが、やはりいじめや不登校等の生徒指導上の諸問題への対応であるとか、通常の学級に在籍する、特別な支援を要する児童・生徒への対応とか、保護者への対応、それから地域からの要望、更には膨れ上がる事務処理等によって大変多忙を極め

ており、現行の学習指導要領を円滑に実施していくという部分に十分に組み合わせていない状況もあるのではないかと学校現場では感じております。やはり、この学習指導要領の内容を円滑に実施していくための条件整備というものが現行においては不十分ではないかと感じております。

それで、先ほど貝ノ瀬委員からもありましたが、先日の財政審で方針として出された「35人学級の見直し」という新聞の見出しにつきましては、私の学校でもなかなか先生同士が話をする暇もないほど忙しいのですが、このことは職員室でも話題になりました。現在、法制上は1年生が35人学級となり、加配を活用した2年生が35人学級。今度は3年生であろうとか、これから進んでいくのであらうと現場としては大いに期待しているところであったのですけれども、この報道には本当に、言葉は悪いのですが、「一体何を考えているのだ」という声が先生方から聞かれたところでございます。

多忙を極めている現場の教職員ですけれども、私の勤務校では毎月、勤務時間の管理を求められておまして、多くの先生方が70時間から80時間の勤務超過です。それから、土曜日・日曜日の休日であっても、ほとんどの先生が学校に来て仕事をしている状況であります。

資料として、全日本教職員連盟が学校現場1,100人以上を対象にした「教員の考える適正な学級規模について」という調査を載せておりますが、やはり全体の9割が30人以下の学級規模が適正と考えているということと、小学校の低学年ではより少人数を求める傾向が強いということが明らかになっております。

現在、多様化・複雑化する教育諸問題に適切に対応していくためには、やはり教職員の定数改善は必要であり、義務標準法の改正を伴う基礎定数の充実が必要にならうかと思えます。何としましても、この少人数教育、学級規模の少人数化を目指して、文部科学省の皆様方にはお取組いただきたいと思えます。

そのためには、教職員の増はとても大事な視点であると思えます。この会議もそうですし、また、学校現場の声、更には保護者の声等も集めて、民意を生かして取り組めればと思っております。

以上です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

それでは、赤池政務官よろしくお願ひします。

○赤池政務官 大変申しわけございません。私がこういう格好をしているのは、この後、国立劇場で秋の褒章の式典がございますので、中座をさせていただきたいと思ひます。

既に貝ノ瀬第2分科会主査、また、河野委員のほうからもお話がございました財制審の、これは財務大臣の諮問機関でございますけれども、これに関しましては下村大臣からの指示もございまして、強力に、きちんと、また論拠を持って主張すべく、今、万全たる準備をしているところでもございまして、日本は民主主義社会であり、また、各省庁それぞれの議論を、これはするなというわけにはいきませんので、議論はいいだろうけれども、し

っかりきちんと、徹底的に文科省としても主張すべしということで、今、準備をさせていただいております。

それから、一体、今回の財制審の報告を受けて文科省としての考え方はどうなのか。それで、自民党としてもきちんと文部科学省が来年度の概算要求をした、質と数の一体的な改革による教職員の向上に関して、自民党からも財務省に対して申し入れをしていただけるということも聞いているところでございます。大臣は大臣、そして、私も財務大臣政務官に対してもいろいろな形で皆様方の声を既に伝えておりますし、これからもこの会議での御意見も踏まえながら、しっかり対応させていただくということで、御報告ということでお話をさせていただきたいと思っております。

また今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○鎌田主査 どうもありがとうございました。

それでは、小林委員お願いします。

○小林委員 土居委員と松田委員、それぞれについてリプライをしたいのです。

まず、土居委員が言われた授業料を変えるということなのですが、これはなかなか難しいわけでありまして、なぜ授業料を変えるかという理屈づけがなかなかできないわけですが、実はアメリカを中心として行っている高授業料・高奨学金というものは全く同じ、授業料の差別化政策でありまして、十分に説明できなかったのですけれども、私の資料の45ページを見ていただきたいのです。

アメリカの場合で申しますと、2番目ですが、定価授業料は平均で、私立で3万ドルくらいで、高いところになりますと4万ドル、5万ドルであります。州立でありまして州内の学生で8,900ドル、州外の学生ですと2万2,000ドルということで、非常に高額なのですけれども、これを実際に払っている学生は非常に少ないのです。

実際には様々な給付奨学金がありますので、実質的にはこれはディスカウント、値引きをされているわけです。それが成績とかそういったもので行われれば、これはまさしく土居委員が言われたような、授業料が学生によって違うということになるわけでありまして、こういった形が今、アメリカでは非常に盛んになっております。

今、イギリスにおいてもこういった政策がとられている。ただし、その基準はどうするかというのはもちろん、大学によって違うわけでありまして、こういったメリット、成績とかを重視するものはありますし、学生の必要性に応じる、ニードベースと言われますが、そういったものもあるということでもあります。それが第1点です。

このことについては、私もかつて提案したことがありまして、東京大学の授業料を100万円ぐらいにしたらどうかということで、ただし奨学金は十分出すのだということも申し上げたことがあるのですが、余り評判はよろしくないようです。

2番目に、授業料を非課税から課税化したいという御提案であったと思いますが、私は実は日本学生支援機構の奨学金についても手数料なり利子に上乘せするということが給付奨学金の財源をつくったらどうかという提案をしております。私はこれを互助会方式と言

っているのですけれども、これもなかなか評判がよくなって、これ以上の負担を学生に求めるのかということでもなかなか通していただけないのですが、個人的にはそれが財源的にはあり得る方法ではないかと思っております。

それに対しまして、松田委員の御発表に対してなのですけれども、資料2の16ページの公平性の問題なのですが、現状、高等教育に通うのは子供のうちの半分で、階層による差があるということですが、これは今、申し上げましたような授業料と奨学金のメリハリをつけることでかなり改善される問題であるかと思っております。

それから、高等教育に通うのは半分ということなのですが、これは専門学校を含めると大体4分の3が、今、高等教育に進学しているわけでありまして、そういう点から言っても、就学前と高等教育が、どちらが優先かということは余りここで言うのは私は本末転倒であると思っております。一応そういうことで申し上げたいと思います。

それで、ヘックマンの例をよく出されるのですけれども、これは大竹先生自身がおっしゃっていたことなのですが、就学前教育を受けていない子供が受けたらどのぐらい効果があるかということで、これは当然、効果が物すごくあるわけですが、日本の場合、就学前教育を受けている人が圧倒的に多いわけなので、そういった点からも少し、私も高等教育が優先すると言うつもりはありません。ただ、どちらが必要かということについては十分、もう少し検討する必要があるかと思っております。

以上です。

○鎌田主査 それでは、樋渡委員お願いします。

○樋渡委員 武雄市の樋渡でございます。

現場で、やはりこの40人から35人というのは結構議論になりまして、それで、これは実際、反対が多いかと思ったら、実はそうでもなかったということなのです。

これは、私の親戚が公立小学校の教諭であるということで、非公式に学校の先生にも聞いてみました。そうしましたら、余り変わらないという意見が大体半分。そして、先ほど貝ノ瀬委員、河野委員からありましたように、これは大問題であるというのが半分であったのです。これが現場の、少なくとも武雄市の相場観で、実際、これは私も市議会でさんざん答弁していますが、教育委員会にお願いしてあるのですが、やはり学校の先生方の負担というのは、河野委員がおっしゃっているように、すごくあります。

それで実際、何が負担かといいますと、県の教育委員会に山のように資料を出さなければいけない。そして、くだらない研修に往復3時間かけて出なければいけない。しかも学校の先生は私と違って真面目なので、非常に微に入り細に入り、レポートを出すのです。しかも、出された県の教育委員会も市の教育委員会も、私が聞く限り余り見ていないということで、目的と手段が完全に分離しているということで、その負担の軽減を是非文科省から指導してほしいのです。それが1点。

それと、先週、衆議院の経済産業委員会で、富田先生もお越しいただきましたけれども、申し上げたのは、もうそろそろ政策に対してキャッシュバック制度を設けるべきではない

かということをお願いしました。と申し上げますのも、経済産業のいろいろな施策で、自治体がいろいろな補助金や、交付金をいただいています。目的を達成しようが、しまい、それはどぶに捨てたお金のようになりかねないというのがあります。例えば、目標に対して7割達成できたとするならば、3割は自治体はその分、切腹して、お金を返すべきではないかということをお願いしました。

なぜそれを申し上げましたかといいますと、先ほど小林先生からありました31ページの「政策的インプリケーション」の中に「計測上の困難があるが、教育の社会経済的効果を具体的に示す必要がある」ということをおっしゃってまして、これはまさにそのとおりなのです。ですので、文部科学行政でこれがそのままなじむかどうかは別にしても、例えば学力テストがあるではないですか。うちはそれを公開するかどうかで大分もめましたけれども、そういったことで明確な指標によって、目的が達成できなかった場合は、誰が返すかは別にして、それは返すべきではないか。

そうすると、何が起きるかといいますと、実際にいい意味での緊張感がものすごく生まれるのですよ。ですので、この際、そろそろそういった数値化と、数値化に伴う責任の在り方というものを出す。そうすると、国民であるとかメディアがそこは納得するものであると思うのですよ。ですので、私は是非それもあわせて呼びかけたいなと思っています。

最後になりますけれども、これは小林委員に質問があるのですが、ローンです。イギリスとかいろいろなローンのものがありましたけれども、これは国の関与というものは何かあるのでしょうか。これを最後の質問にしたいと思います。

○鎌田主査 小林委員、どうぞ。

○小林委員 国の関与というのは、国がどのような補助をとっているかとか、そういうことでしょうか。

○樋渡委員 はい。補助といいますか、ローンの制度であったりとかです。

○小林委員 これは国によってかなり違っていて、まずオーストラリアの場合には、先ほどちょっと説明しましたが、利子負担が非常に大きくなりますので、利子は全面的に補助しているということをやっております。イギリスの場合も、同じように利子補給はしていたのですけれども、それが今度は所得によって利子を変えるということをやっております。

ただ、所得連動型のローンの場合、非常に大きな問題としてあるのが、所得が低い人達はずっと払わないようになってくるわけです。あるいは低い返済額しかないので、20年とか30年たちますと、それを帳消しにするというルールがあるのです。つまり、実質的には給付奨学金になるという性格を持っているのです。ですから、その部分について、イギリスでは当初、30%ぐらいはそうなると言われていたのですけれども、48%で、全額を返済しない人が現在、ある推計によりますと、4分の3は全額返済しない。つまり、それだけ公費負担になっているわけです。

ただ、他にもいろいろありますけれども、イギリスの場合はそれでも公費負担すべきで

あるという議論も非常に強いということをつけ加えたいと思います。

○樋渡委員 ありがとうございます。

○鎌田主査 では、北山委員お願いします。

○北山委員 小林先生のプレゼンテーションについては、正にその通りであると思います。

実は、私は経済同友会の教育改革委員会の委員長をこの4月まで務めておりました。今は代わってしまったのですが、5～6年前に当時の教育問題委員会の委員長として「経済格差を教育格差に繋げないために」というタイトルの提言を取り纏めました。この時は、主として高等教育の機会均等を探り上げ、小林先生にもお越しいただいて、いろいろお話をお聞きしました。その中で、例えば給付型の奨学金の拡充についての様々な試算をしましたし、成績や年収などを給付の条件にしてはどうか、という議論をしていました。

いずれ、この分科会として提言を作られることになるとと思いますが、私は企業人の立場で参加していますので、企業の参画という観点からこの問題を考えたときに、例えば企業がスポンサーとなる給付型の奨学金や冠講座といったものによって、間接的に教育費の負担軽減に繋げていく、という方策も考えられると思います。

もう一つは、文科省や厚労省で取り組んでおられると思うのですが、社会人の学び直しであるとか、高等教育の複線化という流れの話です。企業から見ますと、いわゆる新卒一括採用を重視する、従来の日本のパターンをもっと変えていけば、社会人になってからもう一回、大学や専門学校で学び直す機会を作ること、ある程度は経済負担の間接的な緩和にもなると思います。

国民的理解を求める際に、もう少し企業の理解、乃至は参画を求めるような点を強く出していかれては如何かと思います。

以上です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

それでは、河野委員どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。

先ほど武雄市の例で、この35人以下学級について、「余り変わらない」というのが半数、「大問題である」というのが半数であるというデータを紹介いただきました。ありがとうございました。

もちろん、子供の数が少なくなればきめ細かい指導ができるというのは言うまでもないことなのですが、学校におきまして、この学級数というものが即、その学校に勤める先生方の数に直結しておりますので、少人数にすることによって学級数が増えることで先生が増える。この1人増えるというのは校務分掌上、いろいろな仕事を分担する上で非常にありがたいことであると思っております。

あと、私の経験からなのですが、どうしてもクラスの中で人間関係がうまくいかないという状況があったときに、1クラスの中ではそのまま卒業を迎えるのですが、2クラス以上あれば、それをうまくクラス分けによって乗り越えられるということも考えられ

ると思っております。

以上です。

○鎌田主査 佐々木委員、よろしいですか。

○佐々木委員 2つの点について、お話しさせていただきたいと思います。

まず1点目は、下村大臣が5月に出されました資料3について、私もこれを5月に拝見してから、約500人ぐらいの人にこの資料でいろいろお話しさせてもらったのですが、みなさんが一番驚かれたのが2ページの年齢別一人当たり政府支出という部分でした。

多くの方が、今現在、働いている世代の人だったこともあると思いますが、自分達への支出は少ないな、子供達の金額を見たら、ああ、こんなものかと言われていました。

そして一番驚かれたのが、80歳、90歳、100歳となったら、例えば100歳を超えたら500万円というのを見て、みなさんととても驚いていらっしゃいました。

もちろん高齢者の方々も悪気があって使ってやろうと思っているのではないのはよく分かっています。加齢とともに体が弱くなっていくことは避けられません。だから医療費とかが膨大化しているのは事実ですし、社会福祉という面でそこをサポートしていくことも必要なことですが、もしかしたら、そこでかかっている費用を、もう少しだけ子供達に回したらいいのではないかと思われている高齢者の方もいらっしゃるのではないかと思うのです。特に団塊世代以前の、戦中・戦前の方であれば、そういう考えを持たれている方も割といらっしゃるのではないかなど、個人的に思ったりしています。そのような意識調査を、どこの機関が担当になるかは分からないのですが、一度してみる必要はあるのではないかと思っています。

というものも、限りある財源の中でお金を配分していくことを考えた時に、高齢の方々に配分しているお金を削るという状況に、もしなっただけに、いろいろな意見対立が発生した場合に、そこにいろいろな調査、世論、数字を出すことができればよいのではないかと思つてのことです。

あと、小林先生のほうから御説明がありまして、1つだけ、7ページの公的負担か、親や個人の、本人の負担かという部分ですが、私は今の税制の率で公的負担を増やすのは非常に難しいと思います。また、やはり高負担、授業料が高額であり、高給付型にするほうがいいと思います。

そういったものはやはり本人が獲得するべきもので、そのときに大学生から見たら、高い授業料を払わなければいけないけれども、成績が上れば、インセンティブではないですが、返ってくるとか、出席状況が良ければ返ってくるというふうに、学ぶためのモチベーションがかかるような様々なインセンティブを整えるということは、先ほど土居委員のお話の中にありましたけれども、やれば、がんばれば報われる、やらなければ負担が高いとか、通常の授業料で、みたいな仕組みのほうがいいのではないだろうかと思つました。

あと、個人的には1つだけ、感想レベルですけれども、21ページの国立大学の授業料が

1971年度から見て51倍になっているというのは、個人的には勉強不足だったのですが、めちゃくちゃびっくりして、驚きです。やはりこういう経済的に厳しい中、国立大学に行けば授業料が安いと親の世代はみんな思っているのですけれども、これだけ高くなっているというのは何とも言えない、複雑な心境です。

以上です。

○鎌田主査 それでは、松田委員、次に加戸副主査をお願いします。

○松田委員 私のほうからは3点です。簡潔に申し上げます。

1つは、今まで話が出ている、学級の人数を調整するなどをして、そこで浮いた予算をどこかに持っていくということに対する御懸念に対しては、私としてもそれは違うのではないかと思います。それは前回での議論で下村大臣からおっしゃられたように、教育に新しい役割が求められてきている。それに対応するために、やはり新しいことをやるには予算を他に要求していくのが筋ではないかと思います。

また、今、OECD諸国と比較しても、公教育の投資が非常に少ない中で、その中でやりくりするのは限界があるだろうと思います。ただしそのときに、やはり訴求しなければいけないのは、教育にどのような公的な役割があるかということ国民ですとか関係省庁ですとかに訴えていくことで新たな予算を獲得していくのが方向ではないかと思います。

ただそうはいつでも、自分達が何も頑張らなくてというのはなかなか理解されませんから、どこか効率化できるところはもちろんやっていくということでもあります。

○鎌田主査 それでは、加戸副主査をお願いします。

○加戸副主査 まず、小林先生、松田先生の御説明、本当にありがとうございました。

先ほど35人学級の話がありまして、今、思ったのですけれども、私達の時代はシーリングというものがあって、文部省から要求するときには前年度の枠の中で、増やしたければ中で削ってから要求しなさい。それに比べると一応、要求が打って出られる時代になってよかったなと思いますが、こういう議論は昔から、何かをやるとすぐ、どこかで削れというものが出てくるのですよ。

私の受ける感想は、地方にいるときに大きな問題は、毎年、社会保障費がどんどん増えていく。特にピークのときには年に1兆円、社会保障費が増えていくので大変だから、薬価や医療単価を削って、3,000億円削って、増えるのは7,000億円に抑制しようと小泉内閣でやったら、物すごく評判が悪くて、参議院選挙で大敗したということで、なかなかみんなびびってしまった時代があります。そういう点で、今日の小林先生の、高齢者から子供へという、まさにそのとおりなのですけれども、この議論はどこかを削れという話で、文科省の中ではなくて、他の分野を削れという、いろいろとまた大きな波紋を呼ぶのかなと思ってもおきます。そういった点では、非常に大切なことは、独自の財源を目的税的に一つ、いい案として取り上げてターゲットにするのが私は有力ではないかと思っております。

そういう意味で、実はかつて申し上げましたけれども、たばこ特別税で国鉄の残した26兆円の借金を60年間、たばこのみが払っていくなどというめちゃくちゃな制度があります

が、それに比べれば、今、相続税もちょっと増えていますが、子孫のために美田を残さずですから、せめてこれから産まれてくる子供達のために、そういった相続税の中に相続特別税を設けて、一定の割合で、それは幼児教育の無償化に充てる、特定財源にするということで国民の理解を求めることは、私は不可能ではありませんし、反対するとすれば、巨額の財産を相続する遺族がけしからぬと言うぐらいでしょうから、かなりこれはいい案として打って出られるのかなと思います。理論根拠としては小林先生、松田先生のこれがバックにあって、ただ、財源の問題ですから、そういう方法は一つあるのかなと私は思ってもおります。

それから、高等教育の財源問題としては、ただ、奨学金等々の部分が一番ありますけれども、私の自己体験からいきますと、奨学金の返済は初めのうち大変なのです。でも、10年、15年たっていくと、全く自分の収入に比べれば微々たるものになりますから、ある意味では出世払いという、まだ若いうち、収入が少ないときはゼロ、またはすごく軽減しておいて、どんどん、利息はかさむかもしれませんが、大きく収入が増えたときにどんと返せるような方向へ持っていけば一つの方法かなと思ったりもしております。

また、税の問題からすれば、企業が採用する人材は相当税金がつき込まれているのですから、これも法人特別税ということで、新採用する職員一人については幾らというのは国の義務を、税とするか、どうかは別として、そういう方法も提案できるのではないのかということのひとつ、もう少し幅広く、新しい感覚で打って出ること皆さんと御検討いただければと思います。

○鎌田主査 それでは、富田議員、御感想をお願いいたします。

○富田議員 ありがとうございます。両先生、本当に勉強になりました。

私は、1999年に自公連立政権が始まる前に、奨学金の大幅拡充を自民党に要求しまして、それを受け入れてくれたので連立政権になっていったという過程がありまして、それ以来、奨学金の拡充にずっと努めてきたのですが、最近では法科大学院卒業生で1,200万円のローンを抱える学生があらわれるような時代になって、やはり広げ過ぎたのではないかなと反省しておりまして、給付型の所得連動返還型の奨学金のほうに転換していったほうがいいのではないかと、今、我が党でも議論をしています。

小林先生の著作等も随分参考にさせていただいて勉強しているのですが、先般、夏に衆議院の経済産業委員会でオーストラリアに行っていました。オーストラリアの制度も勉強したのですが、バルガ炭鉱という、日本に石炭を最大輸出している炭鉱に行ってきたのですけれども、360トンのトラックを運転する運転手さんの年収が1,200万円から1,500万円ということで、ちょっとびっくりしまして、オーストラリアは最低賃金が1,500~1,600円、日本のほぼ倍で、正規雇用の方の定年制がない。そういう意味で、製造業がみんな逃げているのですけれども、それだけのバックボーンがあるので所得連動返還型の奨学金が制度として定着しているのかなと。

日本では、今の状況のままですと、やはり先ほど先生がおっしゃっていたように、イ

ギリスのように返さない人のほうが多くなってしまわないかなと思うのですが、そのあたりはどうですか。

○鎌田主査 小林委員、どうぞ。

○小林委員 ですから、まさしくそこがポイントなわけでありまして、細かい6つの要素を申し上げましたけれども、そこをどういうふうに組み立てるかによって全然違ってしまいうわけです。

これは、所得連動型は閣議決定されて、やるということになっておりますので、文科省内でも検討が進められていると聞いております。ですから、そのあたりをどういう形で、低所得層の人達を重視するのか、それとも、早く返すということを重視するのかとか、そういう幾つかの要素の組み合わせで決まりますので、それをやるのが重要であろうと思います。ただ、私個人としては、給付型奨学金というものはなかなか難しいので、所得連動型は、実質的には給付型奨学金に当たりますので、その部分が当然、必ずあるのです。ですから、それは必要であろうと思います。

オーストラリアの場合には、経済成長をしているのでかなりやりやすいということと、授業料相当額が今までは相当安かったので返せるということがありますので、ちょっと国情が違いますので、その辺も十分考えなければいけないと思っております。

○鎌田主査 どうも、大変熱心に有益な御議論をしていただきましてありがとうございます。まだまだ発言し足りない委員が多くいらっしゃると思っておりますけれども、定刻を少し過ぎてしまいましたので、本日の討議はここまでとさせていただきます。

次回は、12月3日を予定いたしております。次回も委員の方からの意見発表及びそれをめぐる議論を行いたいと思っております。

本日はここで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。